まちづくり環境委員会 令和4年6月17日・20日 まちづくり推進部 資料8番 所管 建築審査課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う改正)

1 改正の背景

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に 関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号。以下「改正法」とい う。)が施行されることに伴い、「長期優良住宅型総合設計制度」に係る許可申請手 数料について、規定を整備する。

2 改正法の改正概要

長期優良住宅の認定を受けた建築物について、用途地域ごとに政令で定める規模 以上の敷地面積を有し、市街地の環境の改善に資するものについて、特定行政庁の 許可により容積率制限を緩和できる「長期優良住宅型総合設計制度」が創設された。

3 大田区手数料条例の一部改正について

別表第1の106の7の項の次に次のように加える。

106	長期優良住宅の普	認定を受けた長期優良住宅建築等計画	許可申
0)	及の促進に関する法	に基づく建築に係る住宅の容積率の特例	請のと
8	律第 18 条第1項の	許可申請手数料	き
	規定に基づく住宅の	160,000 円	
	容積率に関する特例		
	の許可の申請に対す		
	る審査		

4 施行日

公布の日からとする。

大田区手数料条例(昭和32年条例第24号)新旧対照表

新	旧		
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)		
106 長期優良 認定を受けた長期優許 可	(新設) (新設) (新		
の8住宅の普及良住宅建築等計画に基申 請	新		
の促進に関づく建築に係る住宅のの と	<u>設</u>)		
する法律(平容積率の特例許可申請き			
成 20 年法律手数料			
第 87 号)第 160,000 円			
18 条第 1 項			
の規定に基			
づく住宅の			
容積率に関			
する特例の			
許可の申請			
に対する審			
查			
備考 規格は、日本産業規格とする。	備考 規格は、日本産業規格とする。		

<u>付 則</u>

1 この条例は、公布の日から施行する。